

【参考】「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」において対象とされる方について

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」における私的整理につきましては、当該ガイドラインにおいて、対象となる方を次の（１）～（６）の要件を満たす方としております。

- （１） 住居、勤務先等の生活基盤が東日本大震災の影響（※１）をうけたことによって、住宅ローン等（※２）の既往借入を返済することができないこと、または近い将来において返済できなくなることが確実と見込まれる（※３）状況にある方。

※１「東日本大震災の影響」とは、地震・津波により、家屋が倒壊損壊または流出した場合や、勤め先が被災したことにより、失業または減給した場合などです。福島原子力発電所事故や長野県北部地震等の続発地震による影響も含まれます。

※２ お車のローンなども債務整理の対象となります。

※３「返済することができない」とは、破産手続での「支払不能」の状態（すべてのお借入について約定どおり返済できなく、返済できない状態が今後も継続する状態）にある方のことをいいます。また、「返済できなくなることが確実と見込まれる」とは、民事再生手続における「支払不能のおそれ」に相当する状態（近い将来、すべてのお借入について返済できなくなることが、確実に見込まれる状態）にある方のことをいいます。よって、破産手続や民事再生手続の法的手続を取る場合に相当する、逼迫した状況にある方になります。

- （２） 「個人債務者の私的整理に関するこのガイドライン」にしたがって弁済計画案を作成し、その計画案をきちんと履行する意思のある方。

- （３） 負債も含めたすべての財産の状況を適正に開示していただける方。

※ お客様の全財産の状況、お客様がお借入をしているすべての金融機関等の状況を、偽りなく申告していただく必要があります。

- （４） 東日本大震災が発生する以前に、労働金庫や他の金融機関等でお借入を延滞なく正常にご返済いただいている方（期限の利益喪失事由に該当する行為がない方）。

※ 「期限の利益喪失事由」とは、返済の延滞、支払停止の表明、所在の不明などをいいます。

- （５） 反社会的勢力ではなく、そのおそれもない方。

- （６） 破産法 252 条 1 項の免責不許可事由が存在しないこと。

※ 「免責不許可事由」とは、財産を隠していること、浪費や賭博等により借金を増加させていること、特定の債権者のみへ返済をしていることなどをいいます。